

厚生労働省発年 0327 第 16 号  
令和 8 年 3 月 27 日

財 務 大 臣  
片 山 さ つ き 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎  
( 公 印 省 略 )

令和 8 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに  
規定する標準報酬平均額及び同号イに規定する率について (報告)

厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 100 条の 3 第 2 項及び厚生年金  
保険法施行規則 (昭和 29 年厚生省令第 37 号) 第 89 条の 3 第 2 項の規定に基づ  
き、令和 8 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する  
標準報酬平均額及び同号イに規定する率を別紙のとおり報告する。

別紙

1 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する標準報酬平均額

令和 3 年度 385,453 円

令和 6 年度 405,882 円

2 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する率

1.053

厚生労働省発年 0327 第 17 号  
令和 8 年 3 月 27 日

総 務 大 臣  
林 芳 正 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎  
( 公 印 省 略 )

令和 8 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに  
規定する標準報酬平均額及び同号イに規定する率について (報告)

厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 100 条の 3 第 2 項及び厚生年金  
保険法施行規則 (昭和 29 年厚生省令第 37 号) 第 89 条の 3 第 2 項の規定に基づ  
き、令和 8 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する  
標準報酬平均額及び同号イに規定する率を別紙のとおり報告する。

別紙

1 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する標準報酬平均額

令和 3 年度 385,453 円

令和 6 年度 405,882 円

2 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する率

1.053

厚生労働省発年 0327 第 18 号  
令和 8 年 3 月 27 日

文部科学大臣  
松本 洋平 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎  
(公印省略)

令和 8 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに  
規定する標準報酬平均額及び同号イに規定する率について (報告)

厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 100 条の 3 第 2 項及び厚生年金  
保険法施行規則 (昭和 29 年厚生省令第 37 号) 第 89 条の 3 第 2 項の規定に基づ  
き、令和 8 年度における厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する  
標準報酬平均額及び同号イに規定する率を別紙のとおり報告する。

別紙

1 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する標準報酬平均額

令和 3 年度 385,453 円

令和 6 年度 405,882 円

2 厚生年金保険法第 43 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する率

1.053